

(写)

龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月8日

龍ヶ崎市長

龍ヶ崎市条例第43号

龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市立保育所設置条例（昭和42年龍ヶ崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 省略 <u>(乳児等通園支援事業)</u>	第2条 省略
第3条 保育所は、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行う。	第3条
第4条 第5条 第6条 第7条 } 省略	第4条 第5条 第6条 } 省略

付 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。